

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区内企業の非貨幣性資産での対外投資などの資産再編行為に伴う企業所得税政策問題に関する財政部、国家税務総局の通知

【発布機関】財政部/国家税務総局

【発布番号】財税[2013]91号

【発布日】2013.11.15

【実施日】2013.11.15

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規範性文書

【全文】

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局宛

「中国(上海)自由貿易試験区全体方案の公布に関する国务院の通知」(国発[2013]38号)の関連規定に基づき、中国(上海)自由貿易試験区(「試験区」という)における非貨幣性資産投資の資産評価価値増加に関する企業所得税政策について以下のとおり通知する。

一、試験区内で登録された企業について、非貨幣性資産での対外投資などの資産再編行為により資産評価価値が増加した場合、これにより確認された非貨幣性資産の譲渡所得は、5年を超えない期間内で均等に分割して各年度の課税所得額に算入し、規定に従って企業所得税を計算納付することができる。

二、企業が非貨幣性資産での対外投資を行う場合、投資協議書が発効し且つ実際に資産の引き渡しを完了して持分登記手続きを行う際に、非貨幣性資産譲渡収入の実現を確認するものとする。

企業が非貨幣性資産での対外投資を行う場合、非貨幣性資産に対する評価を行った上、評価後の公正価値から課税基準を控除した後の残額に基づき、非貨幣性資産の譲渡所得を計算確認するものとする。

三、企業が非貨幣性資産での対外投資を行う場合、自己が取得した持分の課税基準は非貨幣性資産の元の課税基準をベースに、毎年算入される非貨幣性資産の譲渡所得を加え、年を追う毎に調整を行うものとする。

被投資企業が取得した非貨幣性資産の課税基準は、非貨幣性資産の公正価値で確定することができる。

四、企業が対外投資から5年以内に前述の持分を譲渡し、または投資を回収した場合、繰延納税政策の実施を停止し、繰延期間内の未算入の非貨幣性資産譲渡所得について、持分譲渡または投資回収を行った年の企業所得税年度確定申告の際、企業所得税を一括で計算納付しなければならない。企業が持分譲渡所得を計算する際、本通知第三条第一項の規定に基づき持分の課税基準を一括で所定の額まで調整することができる。

企業が対外投資から5年以内に抹消された場合、繰延納税政策の実施を停止し、繰延期間内の未算入の非貨幣性資産譲渡所得について、廃業となった年の企業所得税年度確定申告の際、企業所得税を一括で計算納付しなければならない。

五、企業は、投資協議書が発効し且つ実際に資産の引き渡しを完了して持分登記手続きを行ってから30日以内に、関連資料を揃えて主管税務機関へ繰延納税届出登記手続きを行わなければならない。

主管税務機関は提出された資料に対する審査を行い、所定の期間内に届出登記結果を企業へ通知するものとする。

六、企業は、収入実現を確認したその年に、プロジェクト毎に分けて記帳を行い、確認すべき非貨幣性資産の譲渡所得を正確に記録した上、各年度の企業所得税確定申告時に当年度算入額及び各年度の繰越金額の状況についての説明を行わなければならない。

主管税務機関は届出登記結果を企業へ通知する際、同時に関連情報をシステムに組み入れて管理し、適時に企業の申告情報と届出情報との照合作業を行うものとする。

七、主管税務機関は、企業所得税確定申告の事後管理作業を組織実施する際に、企業の繰延納税の実施状況を事後管理システムに組み入れ、またリスクの程度に基づき、適時に納税サービス通知プラットフォームまたはリスク監督統制プラットフォームに組み入れて管理を行うものとする。

八、本通知でいう試験区内で登録された企業とは、試験区で登録され区内で経営される、帳簿検査徴収を実施する居住者企業を指す。

本通知でいう非貨幣性資産での対外投資などの資産再編行為とは、非貨幣性資産の出資による会社設立または資本注入を指し、非貨幣性資産の出資による新会社設立と「企業再編業務に伴う企業所得税処理の若干問題に関する財政部、国家税務総局の通知」(財税[2009]59号)第一条の規定に合致する持分買収、資産買収に限られる。

九、本通知は公布の日から施行する。